

令和8年度「神奈川区共助推進事業」補助金

◆補助の内容◆

地域の現状を踏まえた共助による防災活動等を支援するため、町の防災組織(自治会町内会等)が実施する防災資機材等の購入や防災施設の見学等にかかる費用のうち、一部を補助します。

◆補助の対象◆(申請は「年度に一度限り」かつ「(1)～(3)のいずれか一つのみ」です。)

□ (1):安否確認アプリ等の導入支援

NEW

(補助率:10/10、補助上限額:25万円)

【安否確認アプリ等の要件】

- ①当該町の防災組織を構成する世帯の数以上の登録者を登録できること。
- ②登録者の安否をオンラインで確認する機能があること。
- ③掲示板やチャット機能など、文字入力により登録者が相互に情報を交換できる機能があること。

※新規に利用を開始するサービスの初期費用及び月額利用料のうち、本補助金の交付決定後からその年度の末までに支払った(領収書等を受領した)費用のみ交付対象となります。申請前に必ず、利用料の支払時期等を事業者にご確認ください。

※月額料金の後払いの場合、3月分(4月支払い)は対象となりませんのでご注意ください。

※申請には、見積書等のほか、導入予定のアプリ等が要件を満たすことを示す資料の添付が必要です。

□ (2):自治会・町内会館等を活用した自主避難場所開設支援

NEW

(補助率:3/4、補助上限額:25万円)

申請を行う町の防災組織の区域内又は区域周辺において、地震や風水害による被害が生じた又は生じる恐れがあるときに、自治会町内会館等を自主的な避難場所として活用することを目的に補助対象となる防災資機材を複数種類購入する場合の費用が対象です。

【対象となる防災資機材の例】

段ボールベッド、パーテーション、毛布、マット、エアマット、コット、ポップアップテント、洋式トイレ便座、非接触体温計、ストレッチャー・担架、車いす、トランシーバー、ポータブル電源、発電機、照明器具、メガホン、台車・リヤカー、灯油式かまど、個室用テント、簡易スロープ、スポットクーラー、送風機、扇風機、冷暖房器具(可搬型)、ペット用ケージ など

※申請には見積書等の添付が必要です。

□ (3):次の防災関連事業の実施に関する支援

(1)及び(2)に該当しない事業)

(補助率:2/3、補助上限額:25万円※)

- | | | |
|-------------------|------------|--------------|
| ①防災資機材の購入費用 | >>>>>>>>>> | ■ 実際のご活用事例 |
| ②防災マップ作成費用 | | ● 初期消火器具 |
| ③防災施設見学のためのバス借上費用 | | ● 折りたたみ式リヤカー |
| ④窓ガラス飛散防止フィルム設置費用 | | ● AED |
| ⑤防災講演会の開催費用 | | ● ランタン |

※過去3年間で本補助金を使用した団体は上限15万円、それ以外の団体は上限25万円

※申請には見積書等の添付が必要です。

- 炊き出し用かまど
- 安否確認タオル 等

注意点や申請方法は裏面をご覧ください!

